

総行情第9号
総情第6号
令和7年1月24日

各都道府県知事
各市町村長殿

総務省大臣官房地域力創造審議官
総務省大臣官房総括審議官（情報通信担当）
（公印省略）

都道府県と市町村が連携したDX推進体制構築に係る今後の進め方について（依頼）

日頃から地域におけるデジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進に御理解と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

昨年6月21日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」及び「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」において、国と地方のデジタル共通基盤の整備・運用を進めるとともに、令和7年度中に全都道府県で市町村と連携したDX推進体制（以下「推進体制」という。）を構築し、その中で、市町村の求めるDX支援のための人材プール等の必要な機能を確保できるよう、総務省として支援の強化を図っていくことが盛り込まれたことを踏まえ、推進体制構築の際に必要な要素や支援策等について、「都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築について（依頼）」（令和6年6月27日付け総行情第74号総務省大臣官房地域力創造審議官・総括審議官（情報通信担当）通知。以下「6月通知」という。）において、お知らせしたところです。

今般、これまで実施してきたヒアリングや各種調査で把握した全国的な進捗状況、省内での検討を踏まえ、改めて、下記のとおり整理しました。特に、6月通知において今後検討することとしていた、デジタル人材を確保・育成する際に必要となる経費については、**別添1**のとおり、令和7年度地方財政対策において、一定の場合において普通交付税措置を講じるとともにこれまで講じてきた特別交付税措置を拡充することとした点に御留意ください。

各都道府県・各市町村におかれては、下記に御留意の上、推進体制の構築に向け、より一層取組を加速化していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 推進体制に必要な機能

自治体DX推進のため、構築していただく体制の規模・水準については、地域の実情に応じ、様々な形態が想定されるものである一方、先進的に取り組んでおられる地方公共団体の事例も踏まえ、次の4つの機能は必要と考えております（別添2参照）。

＜推進体制に必要な4つの機能＞

- ① 都道府県と市町村の長のレベルの間で、推進体制に係る方向性の共有（会議体・宣言・協定等の一定の枠組みの構築）。
- ② 市町村の状況の把握
- ③ 市町村のDX支援のための専門人材の確保（＝人材プールを構築）
- ④ 推進体制において検討していくべきテーマの設定

（1）「③ 市町村のDX支援のための専門人材の確保（＝人材プールを構築）」について ア 常勤職員の雇用を中心とした人材の確保

推進体制の中心となる人材プールについては、都道府県において、専門人材を確保して構築・拡充を進める必要があります。多くの市町村で継続的かつ直接的に実務を行う人材が求められており、地方公務員法における服務規定に基づきつつ、複数年度に渡って業務を行うことのできる常勤職員としての雇用を中心としていただきたいと考えております。具体的には以下のような実務経験・スキルを持ち合わせた人材（以下「自治体DXアクセラレータ」という。）を確保していただくことを想定しております。

＜自治体DXアクセラレータの要件（予定）＞

次の①及び②をともに満たすこと。

- ① デジタル分野の経験・スキルとして以下のいずれかの要件を満たすこと。
 - ア 民間企業、地方公共団体等におけるデジタル分野での実務経験を5年以上有すること。
 - イ IPAが実施する高度試験（ITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、ITサービスマネージャ試験及びシステム監査技術者試験）のいずれかに合格していること。
 - ウ ア又はイと同視し得る知見を有すること。
- ② デジタルに関連する市町村支援業務を主たる業務として実施すること。

このような考えの下、都道府県が常勤職員として自治体DXアクセラレータの要件を満たす人材を雇用する場合、当該職員の人件費について、1人当たり780万円程度で、職員数に応じて普通交付税措置を講ずることとしております（別添1再掲）。

（※1）市町村から負担金を徴収している場合は、本措置の対象外であることに御

留意ください。

- (※2) 人材の募集や確保した人材のマネージメント等を実施するためには担当課内で新たに1つの担当係を設けるなど、推進体制下において、「事務局」を立ち上げ、組織的に管理していくことも必要です。事務局業務を行う職員の人件費については、職員数を増員の上適切に措置を講ずることとしておりますので、事務局体制の構築・拡充についても取り組んでいただきますようお願いいたします。
- (※3) DX推進リーダー育成に要する経費については、特別交付税措置の対象としているところ、自治体DXアクセラレータに対して行う研修に要する経費についても、当該者をDX推進リーダーに指定すること等の要件を満たす場合は、特別交付税措置の対象となりますので、自治体DXアクセラレータのデジタル人材としてのスキル・ノウハウの維持に努めていただきますようお願いいたします。

また、官民間問わず人材が不足している中で、自治体DXアクセラレータの要件を満たす質の高い人材を確保するには、人材紹介会社、リクルーター、広告の掲載等、民間企業にも「負けない」募集活動を行う必要があります。このため、今後3年の間（令和9年度まで）で集中的に人材確保に取り組んでいただけるよう、デジタル人材の募集経費に対する特別交付税の上限を1団体当たり300万円まで引き上げることとしております（別添4参照）。

なお、人材の確保は、計画的に進める必要があるため、6月通知においても、各地方公共団体において策定されている「人材育成基本方針」について、令和7年度中を目途に、デジタル人材の確保・育成に係る数値目標を設定していただくとともに、各都道府県においては、自団体のDX推進に加え、市町村のDX支援を含めた取組の方針を検討いただくようお願いしているところですが、数値目標についても、各都道府県におかれては上記の人材プールも含めて設定していただきますようお願いいたします。

推進体制の構築に当たっては、全庁的に連携を図っていく必要がありますが、特に人材の確保という点では、これらのことを踏まえ、デジタル担当部局だけではなく、人事・財政当局とも緊密に連携しながら、常勤職員としての雇用を中心としたものとなるよう戦略的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

イ 都道府県と市町村が連携したDX推進体制構築に向けたデジタル人材確保プロジェクト（別添7参照）

「自治体DXアクセラレータ」の要件を満たす人材の確保については、都道府県においても、①採用ノウハウ、②人材の質・量の確保、③確保した人材の行政実務に関する知識の獲得という点で一定の課題を抱えているものと考えられることから、先月17日に成立した令和6年度補正予算（第1号）において、これら一連の課題を

一貫通貫で解決することを目的とする「都道府県と市町村が連携したDX推進体制構築に向けたデジタル人材確保プロジェクト」に要する経費を盛り込んでおります。

課題①に対しては、デジタル庁とも連携しながら、実際の人材確保を伴走支援することで各団体における採用ノウハウの蓄積につなげるとともに、全国説明会（オンラインを含む。）を通してノウハウ等を横展開していくことを予定しております。支援対象となる地方公共団体の選定につきましては、準備が整い次第、御連絡しますので、積極的に御応募いただきますようお願いいたします。

課題②に対しては、人材を確保していただく際の参考となるよう、人材プール構築に協力できるデジタル人材や企業を、リスト化していくこととしております。また、総務省としても、自治体DXアクセラレータ同士のネットワーキングや好事例の周知等について継続的にフォローしていく予定です。

課題③に対しては、現在、外部から専門人材を確保している団体や情報職枠を設けた上で新卒採用や経験者採用により人材を確保している団体等、先進的に人材確保に取り組んでいる団体において実施されている行政実務研修等の事例も踏まえながら、必要となる標準的な研修メニュー・テキストを作成・公開する予定です。なお、自治大学校等でも専門人材向けに研修を実施する予定です。

（2）「④ 推進体制において検討していくべきテーマの設定」について

推進体制をより実効性の高いものとしていくためには、都道府県・市町村のニーズも踏まえつつ、システムの共同調達、自治体フロントヤード改革、eL-QR（地方税統一QRコード）を活用した公金収納、地域社会のDXの推進、デジタル・デバイド対策等、連携して取り組んでいくテーマを早期に検討することも重要です。

（※）令和7年度から、都道府県と市町村が連携した共同調達によるシステム導入経費、自治体フロントヤード改革における書かない窓口やオンライン申請などの住民サービスの提供に必要なシステム導入経費、eL-QRを活用した公金収納のデジタル化に対応するための財務会計システム等の改修に係る経費、地域社会DXのためのシステム導入経費等に活用できる、デジタル活用推進事業債（仮称）（別添3）を創設することとしております。また、次の取組については、積極的に連携テーマとして設定していただきますようお願いいたします。

・都道府県と市町村が連携したシステムの共同調達の推進

システムの共同調達については、スケールメリットによる調達コストの低減に加え、個別調達が難しい小規模自治体におけるDXの推進等の効果が期待されます。推進体制を活用し、都道府県と市町村が連携した共同調達の実施を検討していただきますようお願いいたします。

・eL-QRを活用した公金収納の取組の推進

eL-QRを活用した公金収納については、令和8年9月以降の開始に向けて、市町村間で検討が先行している団体の事例共有や課題解決に向けた知見の共有を行うことが重要であるため、各都道府県において、推進体制を活用した市町村間の情報

共有をご検討いただきますようお願いいたします。

また、推進体制の会議の場において、総務省から国の取組の説明や先行団体の検討状況の紹介等を行うこともできるため、積極的にご相談ください。

2 支援策・関連制度等について

上記に加え、次のような支援策・関連制度等もございますので、積極的に御活用いただきますようお願いいたします。

(1) 人材募集情報の総務省ホームページ等への掲載について

これまで市町村が行う専門人材の募集情報については、「市区町村における外部デジタル人材の募集情報の周知の取組について」（令和3年8月6日付け総務省自治行政局地域情報課企画室事務連絡）で周知して以来、募集情報を提供いただき次第、総務省ホームページ（※）に掲載するとともに、情報提供を希望する企業等に共有しているところですが、今後は、この取組の対象を都道府県にも拡充し、人材プールの構築を目的とするものも含め、広くデジタル人材の募集情報を掲載していきたいと考えております。詳細については、決定し次第お伝えします。

（※）総務省ホームページ URL: https://www.soumu.go.jp/denshijiti/index_00002.html

(2) 地元企業との連携について

人材プールの構築に当たっては、地域の実情に明るく、管内市町村の基幹システム等の設計・開発・運用保守を実施している地元のIT企業等と連携の上、一定の協定等を締結し、退職者・シニア層も含め、継続的に人材の派遣を受けることも有効であると考えられるため、積極的に御検討いただきますようお願いいたします。なお、その際の留意点については、**別添8**のとおり、取りまとめておりますので、御参考としていただきますようお願いいたします。

(3) DXアドバイザー派遣制度（経営・財務マネジメント強化事業「地方公共団体のDX」）

総務省と地方公共団体金融機構（以下「JFM」という。）との共同事業である「経営・財務マネジメント強化事業」において、主に自治体DXの分野を念頭に置いた専門アドバイザーの派遣を実施しております。派遣経費（謝金及び旅費）は全額JFMが負担するため、地方公共団体において予算措置をしていただくことなく、派遣を受けることが可能です（**別添9**）。

今年度は昨年度と比べ、派遣申請が大幅に伸び、多くの団体に御活用いただきました。来年度も実施する予定ですので、引き続き、積極的に御活用ください。

なお、都道府県におかれては、市町村がアドバイザーの派遣を受けるに当たり、市町村が有効に本制度を活用することができるよう、同種の課題を抱える市町村を一定程度グルーピングの上、アドバイザーの派遣申請を推奨する等の支援をしていただきますようお願いいたします。

(4) 人材確保・育成ガイドブック (別添10参照)

本年5月にデジタル人材を確保する際に必要な要素・留意すべき事項を分かりやすくまとめた「外部デジタル人材の確保ガイドブック」を策定しておりますので、御活用いただきますようお願いいたします。また、『デジタル人材の育成ガイドブック』について(令和6年12月25日付け総務省地域力創造グループ地域情報化企画室事務連絡)でお伝えしたとおり、「デジタル人材の育成ガイドブック」についても策定しましたので、こちらにも積極的に御活用いただきますようお願いいたします。

(5) 各種研修

地方公共団体情報システム機構、自治大学校、市町村アカデミー及び国際文化アカデミーにおける地方公共団体職員向けの研修メニューの充実を図ることとしております。なお、令和7年度の研修については、2月頃に別途御連絡する予定ですので、人材プールに確保した方のデジタル人材としてのスキル・ノウハウのアップデートのためにも、これらの研修を積極的に御活用いただきますようお願いいたします。

(6) 地域活性化起業人に係る特別交付税措置

本制度は、三大都市圏等に所在する企業と地方圏の地方自治体が、協定書に基づき社員を地方自治体に一定期間(6か月から3年)派遣し、地方自治体が取り組む地域課題に対し、社員の専門的なノウハウや知見を生かしながら即戦力人材として業務に従事することで、地域活性化を図る取組です。

実際、令和5年度には、779名の地域活性化起業人が活用されましたが、そのうち約3割が自治体DX・地域社会DXの分野で活躍するなど、市町村のデジタル人材の確保に寄与しております。また、今年度からは、社員個人の副業による方式も新たに制度の対象としており、市町村にとってより即戦力人材を活用しやすくなっております。

また、令和7年度から企業退職後のシニア層の活用も可能とする「地域活性化シニア起業人(仮称)」を創設するとともに、三大都市圏外の指定都市・中核市・県庁所在市に所在する企業の社員等の活用(受入自治体と派遣元企業が同一道県内に所在しない場合に限る)についても、新たに対象に追加することとしております。(詳細につきましては、今後、「地域活性化起業人制度」推進要綱(令和3年3月30日(総行応第78号)制定)において改正の上、お示しさせていただく予定です。)

都道府県においては、市町村が有効に本制度も活用しながら人材を確保することができるよう支援していただきますようお願いいたします。

(7) 地域社会DX推進パッケージ事業

人口減少・少子高齢化や経済構造変化等が進行する中、持続可能な地域社会を形成するには、デジタル技術の実装(地域社会DX(別添11参照))を通じた省力化・地域活性化等による地域社会課題の解決が重要です。

このため、自治体DXの推進体制を構築・拡充する取組とも連携しつつ、地域社会D

Xのための①デジタル人材・推進体制の確保、②A I・自動運転等の先進的ソリューションや先進無線システムの実証、③地域の通信インフラ整備の補助等総合的な施策を通じて、デジタル実装の好事例を創出し、全国における早期実用化を目指す取組も推進しているところです。

このうち、「①デジタル人材・推進体制の確保」の一環で、「デジタル人材ハブ(仮称)」を創設することを予定しており、これは、地域情報化アドバイザー派遣制度を始めとした総務省等の地域活性化やDX推進に資する様々なデジタル人材関連施策を一元化し、相談窓口としての機能も持ち合わせることで、適切な人材マッチングの支援を図ることを目的としているものです。上記2(2)で述べた「都道府県と市町村が連携したDX推進体制構築に向けたデジタル人材確保プロジェクト」の一環として作成する予定のデジタル人材リスト等もデジタル人材ハブに掲載することも含め、地方公共団体の皆様が円滑に人材派遣制度を御活用いただけるよう制度設計していく予定です。詳細につきましては、決定し次第お伝えします。

加えて、上述の地域情報化アドバイザー派遣制度については、自治体DXに限らず、広く地域課題解決に情報通信技術を活用する取組に対して専門アドバイザーを地方公共団体や地場企業等へ派遣する制度ですが、派遣経費(謝金、旅費)は全額総務省が負担することとなるため、上記2(5)のDXアドバイザー派遣制度と同様、地方公共団体において予算措置を講じることなく、派遣を受けることが可能です(別添12参照)。なお、DXアドバイザー制度との併用が可能であり、まずはDXアドバイザーの派遣を受けながら自治体DXの取組を進め、その後に地域情報化アドバイザーの派遣を受けながら地域社会DXの取組を進める等、両制度を併用することにより、自治体DXから地域社会DXへ切れ目なく移行し、地域DXを一層促進することも可能ですので、積極的に御活用いただきますようお願いいたします(別添13参照)。こちらの制度についても、都道府県におかれては、市町村が有効に本制度を活用することができるよう、同種の課題を抱える市町村を一定程度グルーピングの上、アドバイザーの派遣申請を推奨する等の支援をしていただきますようお願いいたします。

また、地域社会DXの推進体制の構築支援事業につきましても、昨年度に引き続き実施することとしており、専門家等を派遣し、地域に密着して、①市町村等における地域課題やボトルネックの明確化の補助、②持続可能なDXに向けた具体的な進め方の提案、③地域課題解決に係るステークホルダーとの推進体制の構築支援等を実施することとしております。支援対象となる地方公共団体の選定につきましては、2月頃を予定しているところ、詳細については追って御連絡しますので、積極的に御応募いただきますようお願いいたします。

(8) デジタル・デバイド対策

「誰一人取り残されないデジタル社会の実現」に向けては、特に高齢者等は、依然としてスマートフォンなどのデジタル機器を保有・活用できていないと考えられることから早急かつ集中的な対策が必要であり、都道府県と市町村が連携した取組が有効である

と考えられます。

総務省では、令和3年度から「デジタル活用支援推進事業」として、スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を行う「講習会」(10/10 補助、上限あり)を実施し、全国的な展開を図っており、今般、令和6年度補正予算(第1号)においても「デジタル活用支援推進事業」を計上いたしました。

また、地域おこし協力隊や集落支援員等に、各地域の高齢者等に対するサポートを担っていただけるよう、デジタル活用支援に関する研修会も開催しておりますので、これらの人材も積極的に御活用くださいますようお願いいたします。

【担当】

(総括的事項、下記個別施策以外の施策

(人材育成・確保基本方針策定指針についてはデジタル人材に関すること))

総務省自治行政局地域情報化企画室

TEL : 03-5253-5525

担当 : 箭野理事官、作井係長、加藤事務官

E-mail : tiikijouhou@soumu.go.jp

(人材育成・確保基本方針策定指針 (全般に関すること))

総務省自治行政局公務員部給与能率推進室

TEL : 03-5253-5551

担当 : 神山補佐、寶田事務官、轟木事務官

E-mail : kyuunou@soumu.go.jp

(地域情報化アドバイザー派遣制度、外部人材確保支援事業、デジタル人材ハブ)

総務省情報流通行政局地域通信振興課

TEL : 03-5253-5758

担当 : 日上補佐、田中主査、大西事務官、須藤事務官、佐々木事務官

E-mail : jinzai.ict@ml.soumu.go.jp (地域情報化アドバイザー派遣制度、デジタル人材ハブ)
shinki-chishinn@ml.soumu.go.jp (外部人材確保支援事業)

(地域社会DX推進パッケージ事業)

総務省情報流通行政局地域通信振興課デジタル経済推進室

TEL : 03-5253-5757

担当 : 佐藤補佐、福田係長、伊地知事務官、阿部事務官

E-mail : digital-kiban@ml.soumu.go.jp

(地域活性化起業人制度)

総務省自治行政局地域自立応援課

TEL : 03-5253-5392

担当 : 宮川補佐、手塚係長、金島事務官

E-mail : chiikikasseika1@soumu.go.jp

(デジタル・デバイド (地域おこし協力隊・集落支援員))

総務省自治行政局地域自立応援課

TEL : 03-5253-5394

担当 : 藤岡補佐、久芝係長、芳賀事務官

E-mail : jinzai.renkei@soumu.go.jp

総務省自治行政局過疎対策室

TEL : 03-5253-5536

担当 : 野間理事官、樋口事務官、景山事務官

E-mail : kasotaisaku@soumu.go.jp

(デジタル・デバイド (デジタル活用支援推進事業))

総務省情報流通行政局情報流通振興課

TEL : 03-5253-5494

担当 : 田巻補佐、畠山官、浅川官

E-mail : digital-katsuyo@ml.soumu.go.jp

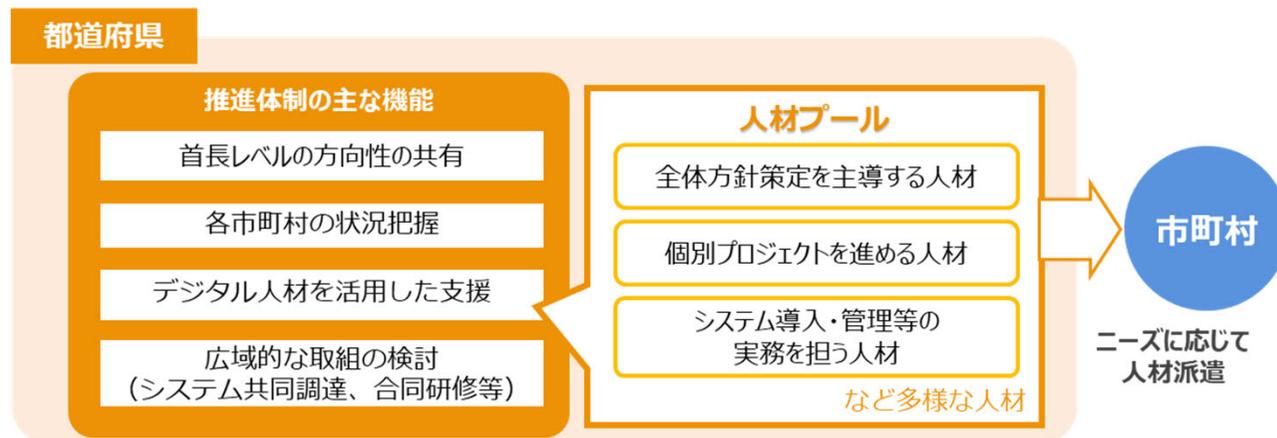
○ 小規模市町村を中心にデジタル人材の確保が難しい中で、令和7年度中に都道府県が市町村と連携して地域DX推進体制を構築し、市町村の求める人材プール機能を確保できるよう、地方交付税措置を拡充

○ デジタル人材としてのスキル・経験を有し、市町村支援業務を行う常勤職員※ について、普通交付税措置

	現 行	令和7年度～
常勤職員 (アクセラレータ※)	特別交付税 (措置率0.7)	普通交付税 単価780万円程度×人数
非常勤職員 業務委託		特別交付税 (措置率0.7) (～R11)

※ 一定の経験・資格を有する者について、総務省が任命し、デジタル庁と連携してスキルアップ等を継続的に支援

○ 今後3年間で都道府県がデジタル人材の確保に集中的に取り組めるよう、募集経費にかかる特別交付税措置(措置率0.7)の上限額を引き上げ(1団体あたり100万円→300万円)(令和7年度～令和9年度)



推進体制の機能と今後の方向性について

- 構築するDX推進体制の規模・水準については、地域の実情に応じ、様々な形態が想定され得るものである一方、先進自治体の事例も踏まえ、次のような**4つの機能が必要**。
- 支援体制の中心となる**人材プール**については、**都道府県において、専門人材を確保して構築・拡充を進める必要**があり、多くの市町村で継続的かつ直接的に実務を行う人材が求められていることを踏まえ、**常勤職員としての雇用を中心としていく必要**。
- 具体的には、一定の実務経験・スキルを持ち合わせた人材（以下「**自治体DXアクセラレータ**」という。）を確保していただくことを想定。

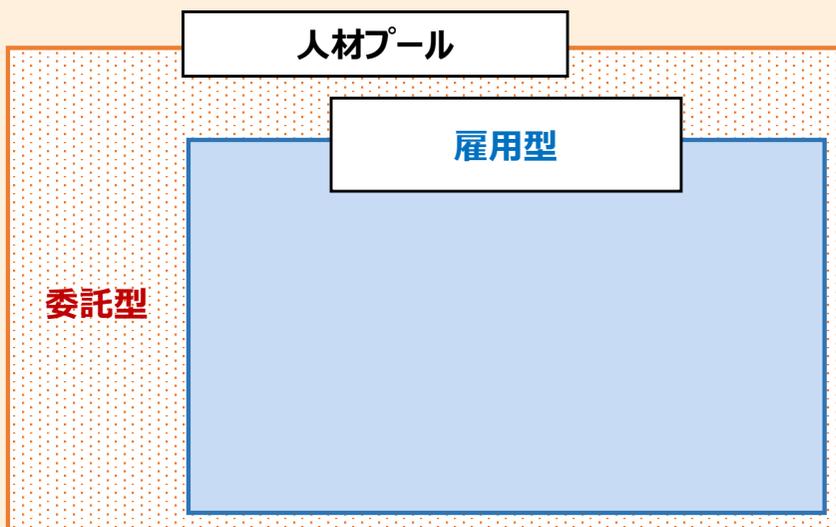
① 連携の確保

市町村の首長レベルと推進体制構築に係る方向性の共有（会議体・宣言・協定等の一定の枠組みの構築）

② 市町村の状況把握

ヒアリングや日常の情報共有を経て、全市町村の状況を把握。

③ 専門人材を活用した支援



<自治体DXアクセラレータの要件（予定）>

次の①及び②をともに満たすこと。

- ① デジタル分野の経験・スキルとして以下のいずれかの要件を満たすこと。
 - ア 民間企業、地方公共団体等におけるデジタル分野での実務経験を5年以上有すること。
 - イ I P Aが実施する高度試験（ITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、ITサービスマネージャ試験及びシステム監査技術者試験）のいずれかに合格していること。
 - ウ ア又はイと同視し得る知見を有すること。
- ② デジタルに関連する市町村支援業務を主たる業務として実施すること。

④ 連携して推進するべき取組の設定

都道府県と市町村が連携して推進するべき取組のテーマの設定。
（庁内DX・システムの共同調達・地域社会のDXの推進・デジタルデバイド対策等）

都道府県等における市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する職員の人件費等に係る 特別交付税措置【延長・拡充】

- デジタル人材が逼迫する中で、特に小規模市町村において人材確保が進んでいないこと等を踏まえ、都道府県等が市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する経費に係る特別交付税措置を令和11年度まで延長。

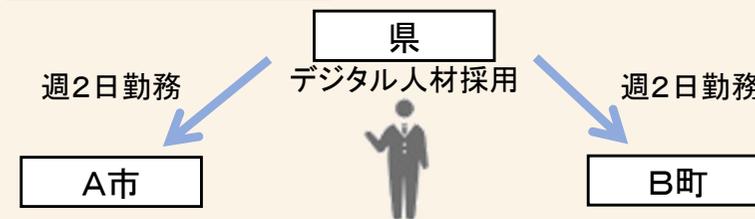
特別交付税措置の概要

対象団体	対象経費	措置額	対象経費の上限額	対象期間
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県（連携中枢都市等含む）による市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する非常勤職員等の人件費、民間事業者への委託費、募集経費等 ○ 上記の経費の一部につき市町村の負担金が生じる場合の当該負担金 	

市町村支援業務の想定事例

- ・ DX・情報化計画等の策定・見直し案の作成
- ・ 標準化・クラウド化に向けた助言・仕様調整
- ・ デジタル技術等も活用した業務見直し（BPR）、システム発注支援
- ・ データ利活用に関する助言
- ・ 人材育成（研修企画・講師等）
- ・ セキュリティ研修・監査支援 等

<都道府県による市町村支援(イメージ)> (職員として採用する場合)



※県が事業者へ人材の派遣を委託することも可能

留意点

- 主な所掌事務が市町村支援業務でないデジタル人材に係る経費は、対象外。
- 民間事業者への委託の場合、デジタル人材の人件費以外（交通費、通信運搬費等）に要した経費は、対象外。ただし、事業運営経費等のうち募集経費に相当する経費は、措置の対象。

地方公共団体におけるデジタル化の取組の中核を担う職員(DX推進リーダー)の育成に係る特別交付税措置【継続】

- 計画的なデジタル人材の育成が喫緊の課題であることを踏まえ、DX推進リーダーの育成に係る経費に係る特別交付税措置を引き続き措置。

特別交付税措置の概要

対象団体	対象経費	措置額	対象経費の上限額	対象期間
都道府県市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ DX推進リーダーの育成に係る研修に要する経費、民間講座の受講料、資格取得のための受験料 (初歩的なものではなく、一定の専門的な資格試験を対象) 等 <p>(想定される経費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育成プログラム実施に係る委託費又は負担金 ・ 民間事業者、大学等の講座受講料 ・ 人材育成事業に必要なその他の経費 (育成プログラム策定経費、ソフトウェアライセンス料など環境整備に要する経費 等) 	対象経費の合計額に 0.7 を乗じて得た額	なし	R7年度まで

<自治体DX全体手順書>

「内部職員をDX推進リーダーとして集中的に育成・確保していくにあたっては、**DX推進リーダーとして育成する職員を指定**※し、**集中的に育成プログラムを実施することが求められる。**」

※ 指定にあたり、「職員本人の希望」のほかに参考とすべき情報

- ・ 対象職員のこれまでの職務経歴 (特にシステム、Webサービス・アプリケーション等)
- ・ 民間IT企業での実務経験
- ・ 独立行政法人情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験等の資格取得状況

留意点

- **自治体DXアクセラレータとして確保した者に対して行う研修に要する経費についても、当該者をDX推進リーダーに指定する等本特別交付税措置の要件を満たす限り、措置の対象。**
- 育成プログラム上に記載の無い研修や幅広な職員を対象とした研修に係る経費は対象外。
- 自治体DX推進に係る幅広な経費ではなく、DX推進リーダーの育成に係る経費のみが対象。

市町村におけるCIO補佐官等としての外部人材の任用等に係る 特別交付税措置【継続】

別添5

- 市町村のDXを推進する上で、CIOのマネジメントを専門的知見から補佐するCIO補佐官等（※1）の役割が鍵となるため、市町村がCIO補佐官等として、外部人材の任用等を行うための経費に係る特別交付税措置を引き続き措置。

特別交付税措置の概要

対象団体	対象経費	対象経費（詳細）	措置額（※3）	対象経費の上限額	対象期間
市町村	①任用等経費	市町村がCIO補佐官等として、外部人材の任用等を行うための経費として次に掲げるもの（※2） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別職非常勤職員として任用する場合 → 報酬等（期末手当等を含む。） ・ 外部に業務委託する場合 → 委託料等 	対象経費の合計額に 0.7 を乗じて得た額	なし	R7年度まで
	②募集経費	市町村がCIO補佐官等として、外部人材の募集を行うための経費	対象経費の合計額に 0.7 を乗じて得た額	100万円	R7年度まで

（※1）CIO補佐官等とは、DX推進のマネジメントを担うCIO等を専門的知見から補佐する者であり、役職の名称がCIO補佐官に限られるものではない。

（※2）1団体においてCIO補佐官等として複数の外部人材の任用等を行った場合、**財政措置の対象上限は3名分**（令和6～7年度）

留意点

- 措置対象となるCIO補佐官等の業務は、全庁的・横断的にDX推進を図る「特別職非常勤職員の助言業務」に相当するもの。
- 業務委託も対象となるものの、単なる各種計画策定の業務委託は対象外。また、内部検討の助言等の対象部分は、必要に応じて按分計算して報告していただく必要。

都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築に向けたデジタル人材確保プロジェクト【新規】

概要

- 都道府県と市町村が連携したDX推進体制を令和7年度中に構築することができるよう、各自治体において取組が進められているが、一方で、取組推進に当たっての課題として、「① デジタル人材の採用に必要なノウハウが十分ではない」、「② 確保できるデジタル人材の質・量ともに十分ではない」、「③ 確保した人材の行政実務に関する基礎知識（議会对応・予算等）が不足しており、十分に活躍できない」との声も寄せられている。

➔ デジタル庁を始めとした関係省庁、さらには民間企業とも連携し、これらの一連の課題を一気通貫で解決し、DX推進体制の構築を強力に推進。

事業イメージ

自治体DXアクセラレータ500 プロジェクト（仮称）

目的

1.採用ノウハウの伝授

2.人材の質・量の確保とコーディネート支援

3.行政知識の獲得

事業

- **総務省とデジタル庁が連携し、各都道府県の人材確保を支援。**

支援項目の例

- ①管内市町村の課題を洗い出し・深堀
- ②業務と人材像の明確化（ジョブディスクリプションの作成）
- ③採用工程・任用形態・管理体制の整理

- **数団体を対象に、実際の人材確保を伴走支援し、課題等を抽出。**

- **同時にブロック単位の説明会などで、ノウハウ等を47都道府県に展開。**

（人材確保イメージ）



- **総務省・デジタル庁・関係省庁で連携し、市町村が求める人材のニーズを踏まえつつ、企業等をターゲットにした広報媒体も積極的に活用。**

- **関係企業等に広く協力を呼びかけ、人材プールの候補となる企業・人材をリスト化。**



- **都道府県は、上記リストも活用しながら人材プールを構築。必要に応じ、総務省は関係省庁と連携して、都道府県と人材とのマッチング等をコーディネート。**

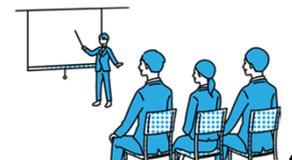
また、プールされた人材を、「**総務省 自治体DXアクセラレータ**」に任命し、ネットワーキング等についても継続的にフォロー。**全都道府県・業界団体等に対し、好事例を積極的に周知・広報。**

⇒ **全国で500名の任命を目指す。**

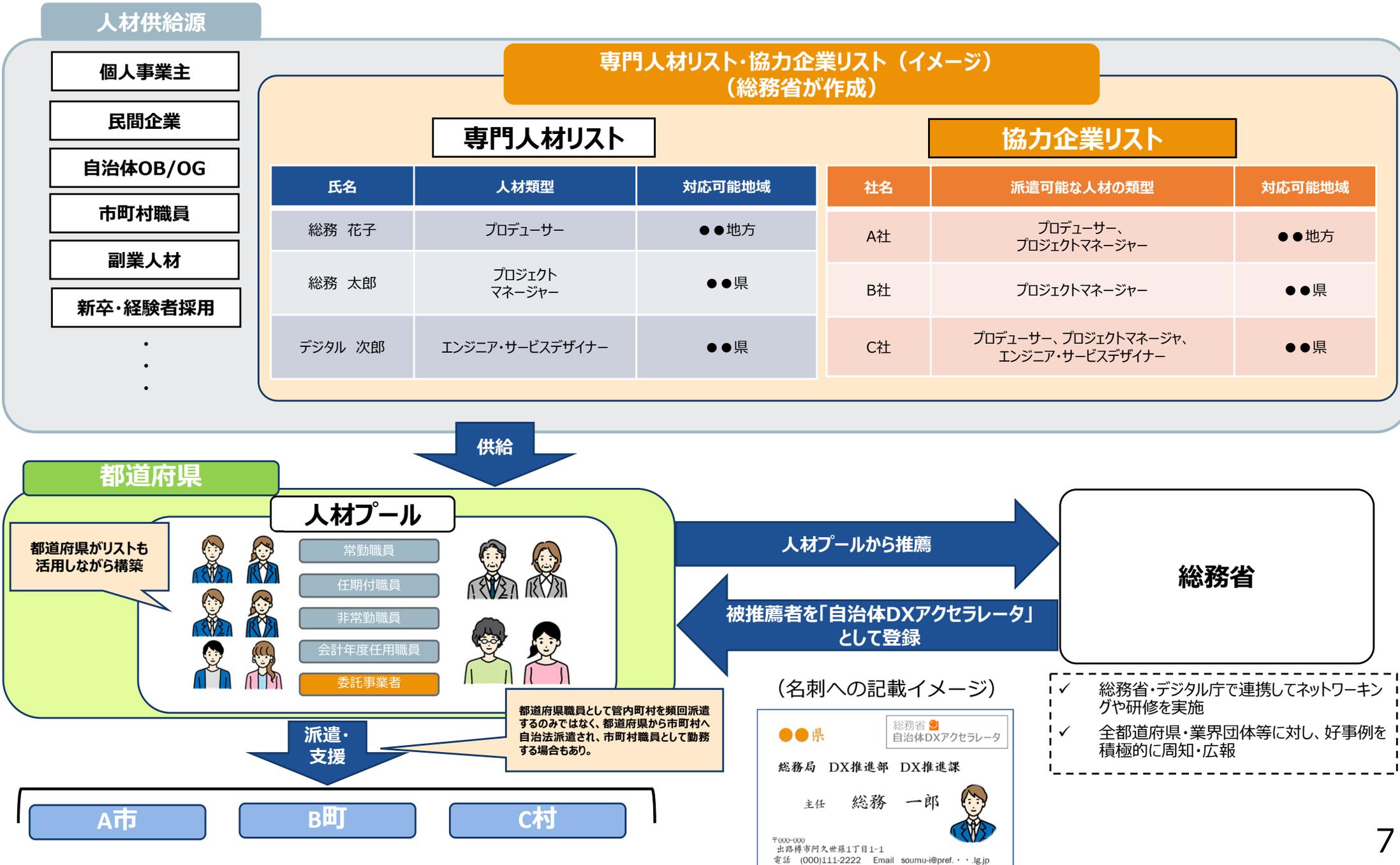


- **基礎的な行政実務（議会对応・予算等）に関する研修メニュー・テキストを作成し、公開。**

- **自治大学校等で、採用が決定したデジタル人材に対し、上記メニューに基づく行政実務研修を実施。**



「専門人材リスト・協力企業リスト」、「人材プール」、「自治体DXアクセラレータ」の関係性



- 担い手不足が急速に深刻化するおそれがある中、デジタル技術を活用した行政運営の効率化・地域の課題解決等に向けた取組をしていくため、「デジタル活用推進事業費（仮称）」を創設。地方財政法の特例を設け、情報システムや情報通信機器等の整備財源に活用できるデジタル活用推進事業債（仮称）の発行を可能とする

1. 対象事業

デジタル活用推進計画（デジタル活用による効率化の効果等を記載）に位置づけて実施する以下の事業

※地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく標準化のために必要な経費を除く

(1) 行政運営の効率化・住民の利便性向上を図る自治体DXの推進

① システムの導入（初期経費）

- ア 住民サービスの提供に必要なシステムの導入
- イ 共同調達によるシステムの導入

② 情報通信機器等の整備

- ア 住民利用の情報通信機器、住民サービスの提供に必要な職員利用の情報通信機器の購入
- イ 公共施設のネットワーク環境の整備

(2) 地域の課題解決を図る地域社会DXの推進

地方団体及び公共的団体等による地域の課題解決に資するシステムの導入及び情報通信機器等の整備

（地域の課題解決）

- ・ 医療、交通等日常生活に不可欠なサービスの確保
- ・ 農林水産業、観光など地域産業の生産性向上 等

（書かない窓口）



（オンライン申請）



（インフラ点検用ドローン）



（水道スマートメーター）



（オンライン診療）



（スマート農業）



※公営企業が実施する事業については、一般会計からの補助を対象とするほか、公営企業債（資金手当）も発行可能とする

2. 地方財政措置

地方債充当率：90% 償還年限：5年

交付税措置率（地方単独事業）：50%

※国庫補助事業の地方負担や一部の地方単独事業を除く

3. 事業期間

令和11年度までの5年間

4. 事業費

1,000億円

地元企業の活用に係る留意点（質疑応答形式）

質問 1： 地元の企業と業務委託を締結の上、市町村支援を行おうと考えているが、特定の地域の企業に限定して業務委託契約を締結することは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の規定に抵触することはないのか。

（回答）

- 地方自治法第 234 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、地方公共団体が発注を行う場合には、原則として、「一般競争入札」によるべきものとされている一方、例外的に政令に定める場合に限り、「指名競争入札」や「随意契約」により調達を行うことができるものとされています。
- なお、一般競争入札を行う場合に設ける参加資格要件について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき、これまでの業務の実績等に加え、同令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、事業所の所在地等も定めることができるとされており。また、総合評価一般競争入札の場合は、一定の地域貢献の実績等を評価項目に設定し、評価の対象とすることが許容されています。
- これらを踏まえながら、都道府県が市町村の D X 支援のため、地元の事業者と委託契約を締結することも御検討いただきますようお願いいたします。

質問 2： 市町村の D X 支援のため、地元の I T 企業 A 社から人材 a の派遣を受けた。この場合において、自団体のシステムの運用保守等の調達を行う際に、一般競争入札又は指名競争入札において、A 社の入札参加を制限する必要があるのではないか。

（回答）

- 地方自治法施行令上、入札に参加することができないとされているのは、契約締結能力がない者などであり、具体的には第 167 条の 4 第 1 項に規定されているとおりです。また、第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づき、談合関与者等を 3 年以内の期間、排除することができる旨、規定されています。
- したがって、都道府県において地元 I T 企業 A 社から人材 a の派遣を受けたことをもって直ちに A 社を入札に参加させないようにすることはできません。
- ただし、A 社と人材 a が、競争入札等の公正な執行を妨げた等の事案が発生した場合においては、第 167 条の 4 第 2 項等の規定に基づき、競争入札に参加させないようにすることもできます。

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(指名競争入札の参加者の資格)

- 第百六十七条の十一 第百六十七条の四の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。
- 2 普通地方公共団体の長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他当該普通地方公共団体の長が定める契約について、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、第百六十七条の五第一項に規定する事項を要件とする資格を定めなければならない。
 - 3 第百六十七条の五第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

質問3： 市町村のDX支援のため、地元のIT企業A社から人材aの派遣を受けた。人材aが自団体のシステムの運用保守等の調達を行う際に、その仕様書の作成や契約締結業務を行うことは、地方自治法上、問題ないか。

(回答)

- 地方自治法上、民間企業から派遣された人材が遂行する業務について制限を置いた規定はありませんが、一般的に派遣元の企業等に便宜供与等を行うことがないよう、透明性・公平性を確保していく必要があるものと考えております。
- この点、国の場合、民間企業との人事交流については、「国と民間企業との間の人事

交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）」に基づき、運用を行っているところであり、民間企業等から国に派遣され国の職員としての身分を持つ者（「交流職員）」については、同法第 20 条及び人事院規則 21-0 第 45 条の規定に基づき、派遣元の企業との契約関係に係る職務を行う官職に就くことができないこととされております。また、民間企業等から多数人材の派遣を受けているデジタル庁では、便宜供与等の防止、透明性・公平性確保のため、「デジタル庁における入札制限等に関する規程」（令和 3 年 9 月 1 日デジタル庁会計担当参事官決定）を設け、企業等から派遣された職員が、一般競争入札等における仕様書の作成を行った場合、当該企業等が行う入札等は無効とする旨、定めております（ただし、当該職員が仕様書作成開始前の情報収集等の段階で行うことについては、この制限の対象外です。）。

- また、地方公共団体の場合、独自に人事交流に係る要綱や基準を定めた上で、民間から派遣された職員は派遣元企業等との契約業務等に就くことができない旨規定している事例も見受けられます。
- したがって、派遣元の企業等への便宜供与等の防止、透明性・公平性の確保の観点から、市町村支援のため地元の事業者から人材を受け入れる際にも、要綱等を定めた上で、「民間企業等から派遣された職員は、派遣元の企業との契約に係る仕様書の作成や契約業務等に従事してはならない（ただし、仕様書作成開始前の情報収集等の業務を除く。）。」というような規定を設けておくことが考えられます。

国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）（抄）

（交流採用）

第十九条 任命権者は、第六条第二項の規定により提示された名簿に記載のある民間企業に雇用されていた者又は現に雇用されている者について交流採用をすることができる。

2～6 略

（官職の制限）

第二十条 任命権者は、前条第一項の規定により交流採用をされた職員（以下「交流採用職員」という。）を同項の民間企業（以下「交流元企業」という。）に対する処分等に関する事務をその職務とする官職その他の交流元企業と密接な関係にあるものとして人事院規則で定める官職に就けてはならない。

人事院規則二一一〇（国と民間企業との間の人事交流）（平成二十六年人事院規則二一一〇一六）（抄）

（交流採用職員の官職の制限）

第四十五条 官民人事交流法第二十条の人事院規則で定める官職は、交流元企業に対する処分等に関する事務又は交流元企業との間における契約の締結若しくは履行に関する事務をその職務とする官職とする。

（※）参考：デジタル庁WEBサイト「調達における公平性・透明性の確保/新技術を活用するための調達改革」（<https://www.digital.go.jp/policies/procurement>）

DXアドバイザー（経営・財務マネジメント強化事業）

事業概要

- DX各分野の**専門家によるアドバイスを年間原則5回以内**（2時間以上／回）受けられる
 - ※ 実地、オンライン
- **自治体による派遣経費**（謝金、旅費）の負担はなし
 - ※ 地方公共団体金融機構が負担
 - ※ アドバイザーは自治体からの推薦による登録が可能

類型と実績

類型	内容	具体例	令和5年度実績※
課題対応 アドバイス事業 【手上げ式】	自治体行政におけるDX等に取り組む市区町村に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報システムの標準化・共通化 ● マイナンバーカードの利活用 ● データ利活用・EBPM ● デジタル人材の育成 ● 行政手続のオンライン化 ● BPR・業務改革 ● セキュリティ対策 等 	96団体
課題達成 支援事業 【プッシュ型】	令和7年度までに標準化対応に向け、事業進捗が遅れている団体に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 小規模団体等を中心に移行計画の作成 ● Fit&GAPの実施 等の標準システム導入に当たっての技術的・専門的な支援	55団体
啓発・研修 事業	都道府県が市区町村の啓発のための研修会・相談会を実施	* * *	14団体 ※うち1団体は 首長・管理者向けトップセミナー

- **活用事例集を策定**（総務省HP:https://www.soumu.go.jp/main_content/000921634.pdf)
→ 「システム調達と業務改革」、「人材育成」、「経営層の意識醸成」に係る**具体の助言内容**や**効果等を掲載**

更なる活用に向けた改善（令和6年度～）

- **自治体DXの現状や外部デジタル人材に関する要望等を踏まえ、実施要綱に例示されているDXアドバイザーの取組分野を追加**
 <取組分野> ※下線部が追加
 情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカード、行政手続のオンライン化、データ利活用、EBPM、BPR・業務改革、デジタル人材の育成、
DXの機運醸成、外部デジタル人材の確保、セキュリティ対策
- その他、**派遣時間・回数や事務手続の改善等を実施**

デジタル人材確保・育成ガイドブック(自治体DX全体手順書・別冊)

外部デジタル人材の確保ガイドブック (R6.5月策定)

背景・課題

- 自治体においては、「自治体情報システムの標準化・共通化」をはじめ、様々なDXの取組を短期集中的な実施が求められており、即戦力となる**外部人材の活用が重要であるが、活用している団体は200団体程度**に留まる（令和5年度総務省調）
- 活用していない団体は「**外部デジタル人材に求める役割やスキルを整理、明確化できない**」、「**効果的な募集方法がわからない**」といった課題を挙げている

事業概要

人材確保に向けた具体策をとりまとめ、自治体DX推進計画期間中（～令和7年度）における外部デジタル人材確保を支援するため、「**確保ガイドブック**」を策定

<主な内容>

- ・ **外部人材確保の手順**
 - ステップ1 重点課題の特定
 - ステップ2 人材要件の定義
 - ステップ3 人材の選定
 - ステップ4 人材の受入れ
- ・ **外部人材確保事例**
- ・ **外部人材確保に係る各種支援制度**

デジタル初心者の
自治体職員でも
分かりやすい形で
整理

デジタル人材の育成ガイドブック (R6.12月策定)

背景・課題

- ◆ **デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）**
「地方公共団体がデジタル人材の確保・育成に係る方針を円滑に策定できるよう、方針策定や人材育成手法に係る先進事例等に関する調査を行い、**デジタル人材育成の参考となるガイドラインを策定**」
- 令和5年12月に「人材育成・確保基本方針策定指針」（H9年）を改正し、新たに「デジタル人材に関する留意点」等を追加
- 現状、**デジタル人材の育成方針は過半数の団体が未策定**であり、**主要因として「人的余裕のなさ」、「役割やスキルの整理・明確化**」といった課題を挙げている（令和5年度総務省調）

事業概要

自治体のデジタル人材育成を促進するため、自治体の「デジタル人材確保育成方針」策定やデジタル人材育成に取り組む際に参考となる「**育成ガイドブック**」を策定

<主な内容（予定）>

- ・ **デジタル人材育成方針の策定手順**
 - ステップ1 企画
 - ステップ2 役割分担
 - ステップ3 策定の実行
 - ステップ4 組織承認と公開
- ・ **育成事業の企画手順**
- ・ **デジタル人材育成取組事例**

総務省における地域DXの取組

地域DXの推進

自治体DX

フロントヤード改革

- ・ オンライン申請など住民との接点の多様化・充実化
- ・ データ対応の徹底等による窓口業務の改善

等

バックヤード改革

- ・ 基幹業務システムの標準化・共通化

等

デジタル社会の基盤の整備

- ・ マイナンバーカードの利便性向上による活用促進

等

データドリブンな行政経営

- ・ 利活用しやすい統計データ等の整備
- ・ データ利活用のノウハウ提供支援

等

⇒ **住民の利便性向上に加え、業務改革により人的資源を最適配分し、政策立案能力向上へ**

地域社会DX

ドローン

買い物弱者支援のためのドローンを活用した物流システムの構築
(長野県伊那市)



観光（自治体間連携）

多言語翻訳AIチャットボットを活用した外国人への情報発信強化
(北海道蘭越町・ニセコ町・倶知安町)



医療

マイナンバーカードを利用した医療・介護施設での患者データ確認、カードの共通診察券化
(高知県宿毛市)



保育

マイナンバーカードにより園児の登降園を管理
(高知県宿毛市)



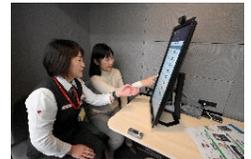
自動運転

高精細映像のリアルタイム伝送による自動運転バスの安全性向上
(群馬県)



郵便局

へき地の郵便局でのオンライン診療
(石川県七尾市)



⇒ **人口減少等による地域の担い手不足等をはじめとする全国各地域における地域課題解決を促進**

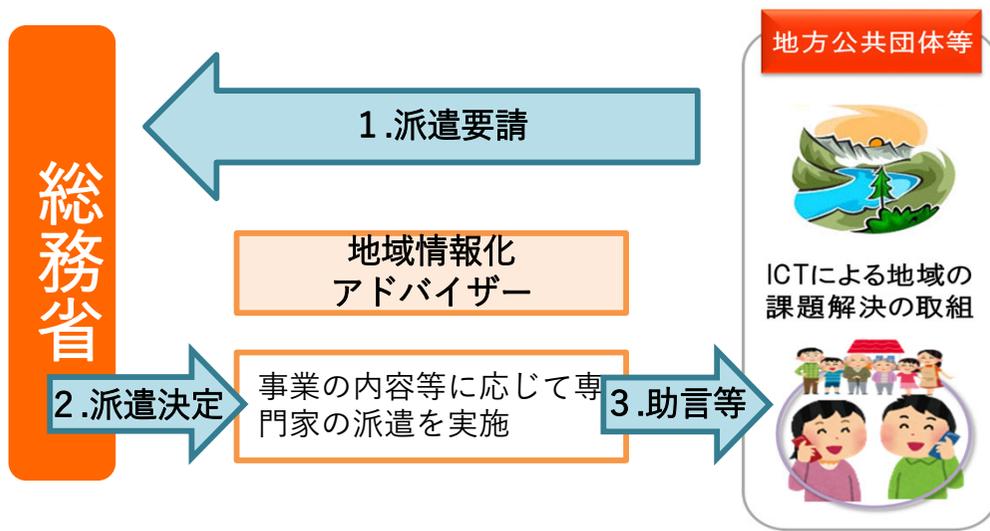
自治体における
DX推進体制構築の促進

デジタル人材の
確保・育成の推進

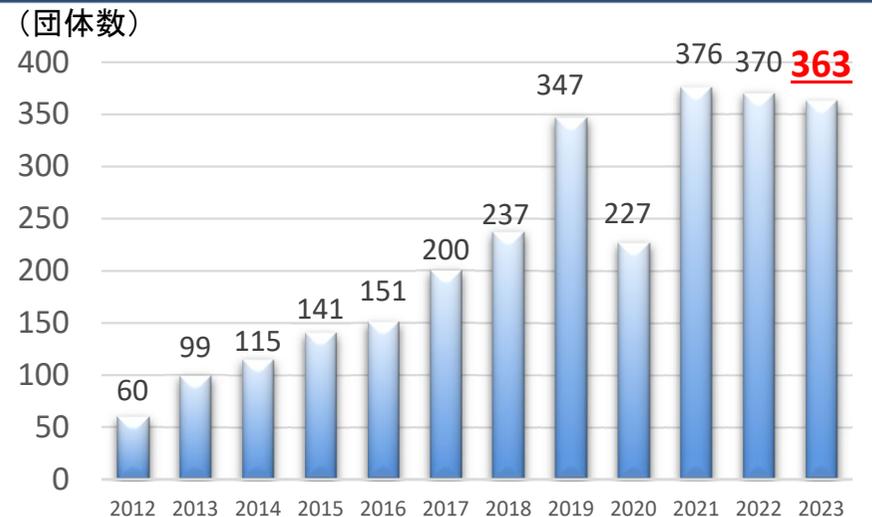
情報通信環境の整備

項目	説明
概要	地域が抱える様々な課題を解決するため、ICTを利活用した取組を検討する地方公共団体等からの求めに応じ、ICTの知見等を有する「 <u>地域情報化アドバイザー</u> 」を派遣し、ICT利活用に関する助言等を行う制度
対象	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体。<u>NPO、大学、商工会議所等</u>が申請する場合は、総合通信局又は地方公共団体の推薦が要件。 <u>地場企業等</u>が申請する場合は、<u>地方公共団体からの推薦に加え、地方公共団体等と共同で事業を実施していること等</u>が要件。(令和7年度より拡充)
アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> 先進自治体職員、大学教員、CivicTech等の有識者にアドバイザーを委嘱。 事業の内容に応じて、複数人のアドバイザーによるチーム型の支援を実施。
回数・費用	<ul style="list-style-type: none"> <u>現地派遣であれば年間3回まで、オンライン会議のみであれば合計10時間の範囲内。</u> <u>派遣にかかる旅費・謝金は全額総務省が負担。</u>

派遣の仕組み

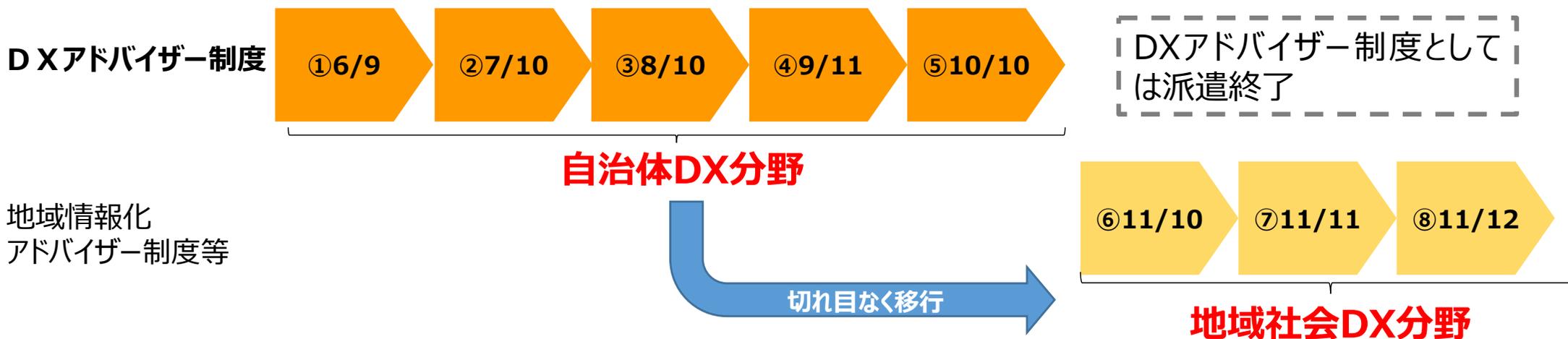


派遣団体数



- 「経営・財務マネジメント強化事業」（課題対応アドバイス事業・課題達成支援事業）では、**主に自治体DX分野を念頭においた制度**であり、**年間原則5回以内**でのアドバイザーの派遣が受けることが可能です。
- 地域情報化アドバイザー派遣制度とDXアドバイザー派遣制度は併用が可能です。
例えば、**最初の5回まではDXアドバイザーの派遣を受けながら標準化等の自治体DXの取組を進め、6回目～8回目は地域情報化アドバイザー派遣を受けながら地域社会DXの取組を進める等**、両制度を併用することにより、**自治体DXから地域社会DXへ切れ目なく移行を図る**ことが可能です。

DXアドバイザー制度と地域情報化アドバイザー派遣制度の併用イメージ



地域情報化アドバイザー制度等においてアドバイザーとして活動されている方は、**地方公共団体からの推薦等により、本事業のアドバイザーとしても登録することが可能**です。

自治体情報システムの標準化・共通化などの自治体DXの分野からスマートシティなどの地域社会DXの分野まで、**地方公共団体における喫緊の課題への対応を継続的に支援**します。